カンボジア・アンコール時代の法廷と訴訟問題

石澤良昭

一　アンコール時代の政治と法――問題の所在――
二　法廷の人的構成
三　訴訟の展開
　1　裁判上の手續き
　2　證人（saksin）
　3　證據物件
　4　神明裁判
四　判決文をめぐって――判例二題――
五　結びにかえて――法慣習と刑罰――

一　アンコール時代の政治と法――問題の所在――

アンコール時代（九―一五世紀）というのは、アンコール・ワット等の大遺跡群を造營し、國内外にカンボジア民族のエネルギーを結集し、發揚した輝しい時代であったといわれる。本稿は、これらの文化遺產を創出した往時の社會において、法の定立および違反者に對する法的強制がどのように行われ、それなりの法治體制がいかなる仕組で有效に機能していたかを考察するものである。

アンコール王朝は、神權的色彩の強い統治を行なったが、行政の一部として司法權を行使し、公的な法的裁斷が行われ、社會生活の平和と秩序が維持されていた。そうした社會規範ともいえる法秩序がどのように維持されていたのであろうか？　史料として使用する碑刻文というのは、當時の支配者階層が諸神佛への祈求歸依を願って事跡・寄進奉納等を記した文書がほとんどである。[1] 訴訟等を直接に綴った史料は少ない。これらの碑文史料を丹念に檢討し、精査吟味することによりおぼろげながら法治體制の輪郭および強制力を有する法秩序體系が浮びあがってくる。[2] 紀元前後數世紀からのインド文化の影響およびその受容に關しては、これまで長年にわたり樣々な議論が重ねられてきた。先ず第一に、當時の碑刻文の解讀[3]からはじまり、次に歷史、言語、宗教、建築、美術史、圖像學等の分野において、その專門研究が繼續して行なわれてきた。[4] カンボジアの古い時代の土着社會の一部が、インド的文物の受容と習合によりある時閲的經過と諸條件の克服の後に、小國家の形成へと發展する。こうした骨組の總體ともいえる「インド化」について、フランスの東洋學者セデス（G. Cœdès）は次のように述べている。「（インド化とは）王權がインド的枠組の上に築かれ、ヒンドゥ教と佛教の信仰、Purāna の神話、それに Dharmaśāstra の遵守によって特徴づけられ、さらにそれらを梵語で表記するという一つの組織化された文化の發展伸張として本質的に理解されるべきものであろう。」[5]

アンコール時代の法慣習および法學體系の研究者には、すでにセデス、[6] R. Lingat、[7] Y. Bongert[8] などがいる。[9]

アンコール時代の政治を一言でいえば、王を中心とした寡頭政治體制であった。先ず王は當時の「nagara（城市）の力強き bhoktṛ（保護者）であり、[10] 自らを「Sahasrāksa（インドラ神）や Śiva 神の化身と考えていた。[11] そして、臣民を護ることを王の聖務（rājadharma）としていた。[12] ヤショヴァルマン（Yaśovarman I）一世治下（八八九—九一〇ごろ）の碑文では、[13]「王の不滅の職務は法の規範を維持し、カーストおよび āśrame を堅持し、それに諸神の祭儀を執り行い、過ちに應じて犯人を罰することである」と掲げている。つまり王は當時の政治を統轄する要石的な存在であり、政治方針とその實行は、王および王を取り卷く高級官僚と宗務關係者により決められ、祭政一致的な色彩の強い政治體制であったといえる。[14]

當時の地方制度は、viṣaya・pramān（郡）[15]という地方單位に分けられ、この郡の下位にはsruk・grāma（村）の行政單位があった。それぞれの郡や村にはkhloñ viṣaya（郡の長）およびkhloñ sruk（村の長）がいて[16]賦役・收税・土地賣買・境界決定など一般行政の權限を握り、それなりの支配體制が機能していた。このほかに專門職の下級官吏、村には有力者、長老、宗教者などがいた。[17]

王はいつも「法の敵（vṛṣakṇṭakajetāro）」の勝利者であり、[18]ヤショヴァルマン一世が「訴訟においても正しい方法を自分自身で見い出していた」といわれるように、[19]王は國内の平和を確立し、法秩序を維持していかねばならなかった。そのためには何よりも司法行政が有效に機能していなければならず、王の一つの權限は刑杖（daṇḍa）を用いて小惡事から大罪まで懲罰することにあった。[20]王は法務關係官吏を從えて、自ら法廷を指揮したが、[21]多くの場合、王が命令（śāsana）を出し、その裁判權を法廷（vraḥ sabhā）に委任していた。[22]

本論文では、當時の法社會の必然的な所産である裁判と訴訟問題を採りあげ、その具體例として判例二件の試譯を行ない、[23]關連する司法碑文の精査と檢討に基づき、法秩序體系を考察するものである。法は強制力を有する社會規範であり、特に個人の利害に密接に關與する法廷の制度とその罪科と法の適用をめぐり、制度上から錯綜した當時の法慣習と、カンボジアの土着的要素を指摘するものである。

二　法廷の人的構成

碑文の考察によれば當時の司法機構には、[24]上級裁判所としての首都法廷（vraḥ sabhā nagara）および下級裁判所としての地方法廷（vraḥ sabhā, viṣaya・vraḥ sabhā sruk）があったことが判明している。[25]それに寺院附屬の法廷があった。この寺院法廷は、王から認知された神の領域（droṅ vraḥ）内において、[26]寺院と寺院に直屬する村落の諸事件を處理していたようである。[27]

法廷もしくは法廷の在る場所を指す用語には「dharmādhikaraṇa」が用いられている。[28] 一〇一五年の碑文では、法廷構成員が集まるところという記述がある。[29] また地方法廷の建物を「matta varaṇa」と述べているが、實際には所在地の意味と考えられる。[30] そして、法廷を指す「vraḥ sabhā」は法廷に關わる關係者集團を指し、「vraḥ dharmādhikaraṇa」は所在地（建物を含め）を指すと考えられる。

〈法廷の長（Sabhāpati）〉

法廷は數名のメンバーで成り立っているようである。首都法廷および地方法廷ともに、裁判長にあたる法廷の長（sabhāpati）がいて、王から委囑された職權を行使していた。[31] この法廷の長には四階級のランク付があった。その職務は訴訟の進行を司り、判決の執行を見守っていた。ジャヤヴァルマン（Jayavarman V）五世治下（九六八―一〇〇一）では、大臣職Rājakulamahamantrin が特に法廷の長を務めた。[32] また、一〇二五年の碑文では、王師（Vraḥ Guru）が Bhogapura の村の法廷の長を務めていた。[33] さらに、長所短所の檢査官（guṇadoṣadarśin）が法廷の長であったりした。[34] このように sabhāpati 職は、專門職ではあったが同時に貴顯や高官・宗務官などがその時々で「法廷の長」職に就いていた事實が判明している。[35]

〈陪席判事（sabhāsat）〉

法廷の長に續く高級官吏としては陪席判事（sabhāsat）がいた。Tūol Rolom Tim 碑文[36]には Loñ のタイトルを持った四名の陪席判事が、法廷の長所短所の檢査官（guṇadoṣadarśin vraḥ sabhā）と共に訴訟に立會っていた。sabhāsat の Vāp Mitrānanda は村の長老（grāmavṛddha）に會って田地の境界柱調査を行ない、王からの命令で正しい境界柱を再敷設したのであった。[37] Kṣitīndrapaṇḍita という名前の陪席判事は、土地寄進を碑文にするよう王から命（praśasta）ぜられていた。[38] これらの陪席判事たちは、Loñ や Vāp のタイトルしかなく、法廷の長に比べて社會的地位が低く、補佐役的な役割の判事であったといえる。

〈長所短所の檢査官（Guṇadoṣadarśin）〉

Guṇadoṣadarśin は、狭義には法廷に關係する重要な高官であるが、[39] 法廷での職分は不明確である。しかし、しばしば登場し、むしろ刑事裁判に精通していた人物らしい。村(sruk)に結びついたり、[40] 寺院に配屬されたりした Guṇadoṣadarśin がいたし、[41] 前述のとおり陪席判事と共に訴訟を裁いたりしている。[42] また郡の長や村の長の協力を得て檢地を行なっている。[43]

アンコール・ワットの歴史回廊（第三回廊南面西側）には、スールヤヴァルマン(Sūryavarman)二世（一一一三―一一四五ごろ）の王座の近くに、一部の Guṇadoṣadarśin が彫られ、大臣(mantrin)と同格の扱いを受けている。[44] また、Guṇadoṣadarśin は法廷の長と共に王令の執行に攜わっている。[45] これら guṇadoṣadarśin 職に就いている人たちは、法廷の長などと同格に近い世俗のタイトルを持っていて、社會的に地位の高い人たちであったといえる。[46]

〈Dharmaśāstra 吟誦者〉

Dharmaśāstra 吟誦者は、行政や司法において種々の教本を誦み、法(dharma)の位置づけを行ない、[47] 訴訟解決の手がかりを與える第一級の官吏である。[48] だが、その吟誦する内容とその指示には、殘念ながら拘束力がなかった。しかし、擔當判事にとっては、事件の解決のためにそうした論據ある指示および依據した内容の提示が必要であった。碑文では、二度吟誦者が不動産の劃定に立合うこともあった。[49] カンボジアの王たちは、善業惡業の果報および輪廻を詳說するこうした吟誦者の意見を尊重していたので、吟誦者の社會的地位が高く、裁判においてその陪席が重要視されたのであった。しかしながら、吟誦者の指示や意見は、實際の面で訴訟の筋道に沿った内容ではなく、高邁な精神論であったりしたので、必ずしも審理の中味に結びつかなかった。なぜならば、吟誦や指示が、事實上具體的で細かい日常的な事件の訴訟の中味とかけ離れ、そうした爭訟の内容をあらかじめ豫見することができなかった。もう一つの理由は、吟誦する内容がインドの古典的な宗教・道德・生活規範などに基づくものであり、[50] 當時のカンボジアではこうした Dharmaśāstra の規律に反するような土着的な慣習が存在していたと思われる。

〈司法調査官＝豫審判事（cāre vraḥ sabhā）〉

Cāre vraḥ sabhā は祕密裏に動く一種の司法調査官であり、その任務は豫審のために現地調査を行ない、[51] 報告していた。[52] Kaṃstein Añ の肩書きをもつ Bhūpativarman は調査官（cāre）であり、ほかに二人の高官を伴って訴訟に關する調査を行なっていた。[53] 同種の裏附け調査活動をする官吏に關して、別の碑文では法廷査察官（trvāc vraḥ sabhā）の活動に言及し、[54] また、法廷記錄持參者（nāṃ vraḥ alaksaṇa vraḥ sabhā）の存在を述べているが、[55] その詳細な役割はわからない。この兩者とも尊稱の mratāñ khloñ のタイトルをつけているので、社會的地位が高い人物であったと思われる。

〈司法事務の長（Vyavahārādhikārin）〉

司法に關連する事務職の長である。Vāp Paramārmānandana は Caimvaṃ 村において土地關係の仕事に從事し、土地の劃定作業に立會い、[56] また別の碑文では土地寄進の手續きを行なっていた。[57] いずれもタイトルから推して下級官吏であったと思われる。

〈Raṅvāṅ〉

Raṅvāṅ はやはり土地關係の職務に攜わる下級職員であり、主に現地調査を行なっていた。王もしくは法廷の命令により、不動産の所有および境界の問題、[58] 土地の劃定、[59] 地主不在の空地（śūnyamūla）などの件で現地に赴き、調査を實施し、關係者から事情を聽取していた。[60] Raṅvāṅ 職の關係者は、Vāp もしくは Loñ のタイトルを持っているので下級の官吏と考えられる。[61] Raṅvāṅ には Raṅvāṅ の長職があり、加えて第三階層の Raṅvāṅ という記載もあるところから、[62] これら Raṅvāṅ 職は四階級に分かれ、それぞれ各階級の長の指揮下におかれていたと思われる。[63]

いずれにしても碑文史料からは、これら同一の判事や役人、Guṅadoṣadarśin などのグループが、數箇所の法廷に關與していたようである。

三　訴訟の展開

1　裁判上の手續き

告訴の開始から判決（nirṇaya）に至るまでの訴訟手續き（gati vyavahāra）を考察していく。『眞臘風土記』では「民間の爭訟、小事と雖も亦、必ず國主に上聞す」と報じている。王に提訴するには、王の側近または高官を介して請願書（śloka もしくは lipi）を出さねばならなかった。[65] それを受けて、王は前述の司法關係者の助けを借りながら自ら事件を審理するか、または法廷（sabhā）へ委任して檢討させるかのどちらかであった。

碑文上から分る範圍では、告訴に基づき、事件の事實關係が事前調査されたようである。[66] その手順としては、先ず豫審を擔當する官吏が當事者雙方を喚問し、事情聽取を行なった上で、さらに調書をとり、證人に證言を行なわせた。續いて王または法廷は、さらに詳しい審理を進め、やがて判決となるのであった。

けれども、あらゆる訴訟に調査が必要だったわけではなく、特に地方法廷ではそうした調査をしなかった場合があった。九七九年の碑文によれば、Mratāñ khloñ Narapati vīravarman は拳鬪家（muṣṭiyudha）組合の Vāp たちに利子附で種々の生活用品を貸與していたが、この Vāp たちを法廷に直接出頭させ、清算させたという。[67]

訴訟手續きを見るならば、告訴者（arthin）が法廷に告訴（vāda）をしたならば、被告人となった人物は、先ず第一にその告訴內容が至當なものか、あるいは筋違いで事實無根なものかどうか態度をはっきり表明しなければならない。逆に告訴人は、その告訴が眞正で正當な理由を持っていることを證明しなければならない。法廷の長は調査、證人の證言、證據書類、さらに神明裁判などを用いて事件の眞相を明らかにする。そして、罪と罰に對する法的慣習および法源としての判例などの原則に照らして判決を下すのであった。Dharmaśāstra 吟誦者が裁判に關係していて、この法典の掲げる宗教・

道徳・慣習の諸原則を述べていた。こうした正規の裁判とは別に「調停制度」があったようである。[68] 碑文には、ヒンドゥー法で言う一八種の訴訟條項（aṣṭādaśapadajñena）の語句が載っているが、その全條項を列擧した碑文がまだ見付かっていない。しかし、カンボジアでは、これら一八種の訴訟事件の中で強奪（sāhasa）罪に相當するいくつもの犯罪例を掲げ戒めている。[69] つまり、訴訟は、告訴、反論、審理、判決という手順で行なわれていた。

2　證人（sākṣin）

當時の法廷の關係者は、現地調査および證人の喚問を中心に審理を進めていた。[70] アンコール・ワットの第三回廊の薄肉浮彫りには、僞證人（sākṣi anṛta）が地獄に轉落して、罪に服している場面がある。[71] ヒンドゥー法の立場からいうならば、實を述べる證人にあの世の至福を約束し、僞證者には體罰を科することを示している。一般的にカンボジア碑文では、特に證人を重要視し、數多くの證人の名前を擧げている。多くの王もしくは富裕者からの土地寄進時における境界柱設定の證人、[72] さらに土地の劃定と賣却に際して、四〇名の證人が名前を載せている。[73] 當時の法廷では證人が審理の決め手となるような證言をしていたし、重要な役割を果していた。

カンボジア各地ではこうした土地の境界および土地所有の問題をめぐって係爭が頻發していた。Tāmpol 地方に在る稻田七ヵ所の係爭事件においては當事者を喚問するだけでなく、村の四人の長老（grāmavṛddha）を證人として問いただし、調査を行ない、その結果、九八三年に解決したという碑文である。[74]

證言臺に立つ人たちもしくは調査に應じた證人は、尊稱のタイトルを持つ貴顯や高官から一般庶民（女性を含む）まであらゆる社會階層の人たちであった。[75] 奴隷（khñum）の人たちも同じく證人になっていた。[76]

證人として證言するには、原則として宣誓（śapatha）が必要であった。しかし、その宣誓文がどんな內容であるかは判明しない。一〇四二年の碑文では、十五名の土地賣却者たちが各自の土地の廣さと境界を明示した後に、神前において

「關係する事實（＝田地賣却）を否定する（apavāda）という不正行爲（kagata）を致しません（vnaṃ）」と宣誓（śapatha）したのであった。[77] 恐らく宣誓の內容はこうした呪縛的な文案であったと思われる。

3 證據物件

當時においても裁判を有利に進めるためには、何よりも客觀的な證據物件が必要であった。その一例として、證人が被告人を辯護して補足陳述（vāk śesa）を行なったなかで、證據書類（praśasta）を擧げたことから、告訴人と被告人の立場が逆轉し、有罪になってしまった裁判があった（後述の判決譯その一參照）。[79] 一〇三七年の碑文には、記錄保管職の Sukarman が王朝の系譜・王への奉仕・諸王の篤行などを書き留め、それらの「王の記錄（vraḥ likhita）のまとめ（lamtāṃ）が聖なる薄板版（vraḥ rikta）に殘され、K. J. Śrī Sikharīśvara（Praḥ Vihār 寺院）に殘される」とあり、[80] 同碑文は續けて一〇三八年に王の命令が「Vibheda の村に殘しておく聖なる石柱（śilaprasasta）の上に刻まれた」と述べている。[81] また土地の境界を記載した「登記簿（vraḥ paañjina）」などがあったのである。[82] 別の碑文には製紙業者（patrakāra）がいたことを述べている。[83] ジャヤヴァルマン五世は、二集團（varṇa）の新設に際して敕令を發し、その命令を銀製の聖なる薄板版（vraḥ rikta）に刻字して、それを法廷（vraḥ dharmādhikarana）に保存しておくように命じた。[84]

當時の重要な法律行爲は、紙・貝葉・張りあわせた皮革・碑文（praśasta śilāstambha）・金屬薄板文書などを用いて公式に記錄され保存されていたと思われる。特に王の命令・土地の賣買・寄進・受領・境界關係の記錄、さらに新集團の創設などが現存する碑刻文中に言及され、實際に列擧されている。當時王は一部の高官に地方の給與保有地を與えていたが、その敕令が法廷の證據文書として用いられたことがあった。[85]

しかしながら、このように記錄を作成する慣行が、一般に普及していたかどうか明らかではない。碑文史料から判明する範圍では、王の權力や權限に關する記載が多く、やはり證文などの作成は特別なものといえるだろう。從って、裁判の

途中で採りあげられる證據書類は、たまたま見附かったものであろう。だが、もしこうした證文があれば、完全な證據物件としての價値を有し、裁判が有利に展開することになる。王の命令などが金屬板に刻まれ、法廷に保管されていたというが、法廷の長はこれらを參考資料として利用していたのかもしれない。

また、刑事事件では容疑者から自白を得るために、豫審中もしくは裁判中に拷問を行なったと思われる。碑文にはそうした拷問の道具のことが述べられている。[86]

4 神明裁判

古クメール語碑文には神明裁判に關する記載がほとんど見られないが、カンボジア西北部のストウン・スレン地方で發見された碑文（K. 566）には「cāñ praṇidhāna（誓呪文を忘れた）Vāp Vrahma は、Vāp Jū に bhūmi（＝土地）と sre（＝稻田）を與え・・・vraḥ sabhā（法廷）・・・sabhā nu praésta（法廷と證書）」という斷片的な一節がある。[87] セデスはこの praṇidhāna を「誓言・誓呪文」と解釋し、神判に入る前の誓呪的決まり文句と述べている。

神明裁判については、このように碑文史料ではほとんど言及されていないが、古くから存在していたことが漢文史料で確認されている。一二九六年アンコールを訪れた中國人周達觀は、その見聞錄『眞臘風土記』の中で、神明裁判を採りあげている。[88] 周達觀の指摘によると、神判に訴える理由は、犯人（違反をした）かどうか判別の方法がほかにない場合、もう一つは被疑者の二人（二組）のうちどちらが眞犯人であるかを判定する手段として神判が行われるという。[89]

こうした神判については高橋論文がすでに指摘ずみである。[90] 漢文史料に掲載された神明裁判を摘記するならば、探湯（沸油）神判、[91] 鐵火神判、[92] 水神判、[93] 猛獸神判、[94] 嚼米神判、[95] 病魔神判、[96] 神水神判などがあった。

こうした古代カンボジアの神明裁判は、インド起源のいくつかの要素をとり入れた可能性があるが、[97] こうした經過を裏附ける史料が見あたらない。しかし、神明裁判には、いくつかの點でインドとの類似性がある。アンコール時代の神判で

は複數の容疑者を同時に裁くことが掲げられているが、インドのそれとは異なるものである。(98)

四　判決文をめぐって——判例二題——

アンコール時代の裁判、告訴、反論、審理、判決という四段階の筋道を踏んで行なわれていた。

〈判決その一「女奴隷 Tai Kanhyaṅ 逃亡告訴事件」〉

一〇世紀の Tūol Rolom Tim 碑文 (K. 233) は、(99) タイ國境近いアランヤプラテート地方で發見された。その碑文は古クメール語で書かれ、告訴から判決までの詳しい經過が記載されている。先ず告訴人二人 Vāp Yok とその妻と思われる。Tāñ Rok は、Vāp Rau が一頭の水牛を入手するために Tai Kanhyaṅ を Steñ Vnaṃ Creṅ に質入れ (phā)、つまり人身擔保に預けたと主張する。Vāp Rau は水牛の代價として Steñ Vnaṃ Creṅ に Tai Kanhyaṅ を與えたが、この Tai kanhyaṅ が逃亡したため、代わりに女奴隷を入れ、それが再び逃げだしたために Tai Kanhyaṅ の姪 Tai Kaṃpit をその代りに差し出した。二人の告訴人はこの姪に對して何らかの權利を持っていたらしく、姪を無斷でその逃亡した伯母の代替えにしたことが告訴の動機となった。しかし事情聽取をしてみると、被告人の Vāp Rau は Steñ Vnaṃ Creṅ から實際には水牛を利子附で借り、その水牛を稅の一つである「王への奉仕 (rājakārya)」稅として Vāp Nos に供出したのである。Steñ Vnaṃ Creṅ は最初この Tai Kanhyaṅ を寺院へ寄進し、その事實を證文 (praśasta) に記した。從って、この Steñ は Tai Kanhyaṅ が逃げ出した時に異議を申し立て、その代りに Vāp Rau からその姪 Tai Kaṃpit をもらい受け、同じく寺院で働かせたのである。こうした經過を司法調査官も確認したのであった。二人の告訴人は、こうした事實を知らずに Tai Tanhyaṅ が水牛を得るために人質擔保となり、さらにその姪が寺院で働かされることを知って、告發に踏み切ったのであった。しかし、法廷はこの告發には理由がないと判斷し、告訴人二人に對し顏面五十回の平手打の刑という逆轉有罪の判決を言いわたしたのであった。Tai Kaṃpit は Steñ Vnaṃ Creṅ に戻され、寺院で再び働くことと

の判決であった。この碑文には、司法調査官、四人の陪席判事、それに二人の高官が名前を載せ、そのうちのひとりは Guṇadoṣadarśin の役職者であった。

《譯文》A面「・・・〔告訴の問題に關して〕

法廷の司法調査員〔Kaṃsteṅ Aṇ Śrī Bhūpativarman〕・・・Vāp Yok, cāñ（職の）vraḥ laṃvāñ, khloñ・・・および Tāñ Rok は、Vāp Rau および Vnaṃ Creṅ の Steñ ・・・Kārya に對して訴訟を起した。ここにおいては法廷の調査員が・・・Vijayapattana の varga（組合）の Tāñ Rok および Cāñ vraḥ laṃvāṅ の Vāp Yok は告訴人の資格で告訴した。

Brahmaloka へ行った王〔Harṣavarman II（九四二—九四四）〕の治下において、Vijayapattana の Vāp Rau は Tai Kaṃpit の伯母の Tai Kanhyaṅ を得て、Steñ Vnaṃ Creṅ に〔彼女を〕質（phtā）として差し出した。〔Vāp Rau は〕水牛一頭を入手して、Vāp Nos に〔水牛を〕與えた。〔Vāp Nos は〕Pāndugāra 村の人で、Jeṅ Vnaṃ の粁の長であった。Tai Kanhyaṅ が逃げ出し、Vāp Rau はもうひとり〔の女〕を選び、Tai Kanhyaṅ の代わりに働かせる（paṃre）のため差し出した。この〔女〕人も逃げ出したため、Vāp Rau は Tai Kanhyaṅ の代わりに働かせるため Tai Kaṃpit を得た。被告人〔Vāp Rau〕は告訴人からの告發を否定したが、Brahmaloka へ行った王の〔治〕下で、Vāp Rau は Steñ Vnaṃ Creṅ から水牛一頭を入手し、Jeṅ Vnaṃ の粁の長 Vāp Nos に水牛を與えたことを認めた。〔Vāp Rau は〕、〔その後〕逃げてしまう Tai Kanhyaṅ を代わりに差し出した。

Steñ ・・・は〔以下の〕補足申し立てをつけ加えた。Vāp Rau は Vijayapattana の十人長であり、Steñ Vnaṃ Creṅ から水牛を利子附で借り、粁の長〔Vāp Nos〕に對する王の奉仕（rājakārya）を果すためであった。そして、Steñ Vnaṃ Creṅ への水牛の代價として Tai Kanhyaṅ を與えた。〔Steñ Vnaṃ Creṅ は〕Tai Kanhyaṅ を得て、〔彼女を〕Śivapaṭṭana 神〔寺院〕へ差し出し、證書にこの事實を書き留めた。Tai Kanhyaṅ が逃げたのはしばらくたって

からであった。Steñ Vnaṃ Creṅ は Vāp Rau に〔Tai Kanhyaṅ を〕要求するため Vāp Rau を摑えに行かせた。Vāp Rau は Tai kanhyaṅ の代わりに Tai Kaṃpit を與えた。Steñ Vnaṃ Creṅ は Tai Kaṃpit を得て、Śivapaṭṭana 神〔寺院〕へ差し出した。Tai Kaṃpit は神〔寺院〕の許で働いた。」

B面「・・・五人・・・gval, rat〔寺院の奴隷たち〕、Śivapaṭṭana 神の許で働く・・・異議の申し立てもなく・・・今のところ Vāp Yok および Tañ Rok は・・・Vāp Yok および Tañ Rok は〔Steñ Vnaṃ Creṅ の〕補足申し立てを知らずにいたことを主張した。この告訴に係わるのは、Tañ Rok から申告のあった Tai Kanhyaṅ のことであり、・・・〔Tai Kanhyaṅ は〕水牛一頭の代價として Steñ Vnaṃ Creṅ の許に〔質として預けられていたし、〕Steñ Vnaṃ Crei が證文に書きとめていた。・・・神へ差し出すために〔Tai Kaṃpit を得ていた。〕〔司法調査員は以下のことを〕確認した。〔告訴人〕Tañ Rok の申告〔とは反對に〕、水牛一頭の代價として Vāp Rau が與えたのは Tai Kanhyaṅ であったこと。逃げ出したのは Tai Kanhyaṅ であったこと。Vāp Rau は Tai Kaṃpit を得て、〔Tai Kanhyaṅ の〕代わりに與えたこと。Steñ Vnaṃ Creṅ は Tai Kaṃpit を得て、Śivapaṭṭana へ差し出したこと。〔Tai Kaṃpit は〕生まれてきた子供たちやその孫たちすべての者まで神に仕えていたこと。

只今、Vāp Yok および Tañ Rok は、異議を申し立てた通り、〔Tai Kanhyaṅ を〕質の形で預けたのは少なくとも Vāp Rau であることを申し述べ、Tai Kanhyaṅ の代わりの女人を差し出さないということを申し述べた。この點について Tañ Rok および Vāp Yok に對する〔この件についての〕證據が明らかとなり、これら二人は顏面平手打五十回を受ける有罪の宣告となった。Tai Kaṃpit は Steñ〔Vnaṃ Creṅ〕の許に戻り、指圖に從い以前通り神へ仕えることになる。

司法調査官（＝豫審判事）：Kaṃsteṅ Añ Srī Bhūpativarman

陪席判事：Loñ Pitrānandana, Loñ Ī, Loñ Anandana, Loñ Paṇḍitācārya

證人尋問に居合せた人：Mratāñ Sri Dharaṇindropakalpa, 法廷の Guṇadoṣadarśin 役の Steñ Añ Tejorāśi.

〈判例その二「境界柱抜取り横領事件」〉

次に九六二年の Nāk Tà Cāvek 碑文（K. 181）[100]は、同じく古クメール語碑文であり、境界柱抜取りおよび収穫物横領の事件に關して告訴から判決までの經過を傳えている。この事件は、ラージェンドラヴァルマン二世（Rājendravarman II, 九四四—九六八）の治世中に王都アンコールより北東約八十キロに在るコー・ケー（Kòh Ker）地方で起きた地方役人の不正行爲である。Virapura 郡の長 Mratāñ Kuruṅ は王命により決められていた田畑の境界柱を抜き、その收穫物を横領した理由で Vāp Cū に告訴されたのであった。王がこの訴えをとりあげ、その審理が法廷で進められた。この田地は最初に樂手が所有していたが、その樂手が下級役人二人に賣却し、この二人は境界劃定の王命を得ていた。そして告訴人 Vāp Cū とその一族にこの土地を與えたが、その條件はこの二人が關係する寺院へ收穫の一部を差し出すようになっていたようである。郡の長は、法廷において自己を辯護し、Vāp Amṛta に騙されて收穫物を横取りしてしまったと主張した。法廷は郡の長の辯解をいくらか認めながら、不法行爲の命令を下した理由で有罪の罰金刑としたが、輕い譴責處分であったといえる。しかし、郡の長の弟は、境界柱抜き取りと米穀の横奪を指揮したかどで笞刑一〇二回であった。また、Vāp Amṛta は虚僞の申し立てをした理由で同じく笞刑一〇二回であった。その問題の田地へ關係者を案内した Vāp Pit も有罪であった。以上がその裁判内容であるが、郡の長の所には Vāp Amṛta や Vāp Pit のような配下がいて、その弟も郡の長の權勢を笠に着て威張り、不正行爲を平然と行なっていたのであった。この碑文には、法廷の判決（sabhā nirṇaya）を記すのみで、法廷の長の名前は掲げられていない。

《譯文》A面「śaka 八八四年〔九六二年〕、Virapura の長 Mratāñ Virabhaktigarjita に對する告訴（vyavahāra）を聞くようにとの〔ラージェンドラヴァルマン二世〕王からの命令があった。この Mratāñ Kuruṅ は王の命令により定められた田地の境界柱を抜きに行き、そこの米を收穫することを人々に委ねた。

だがその土地は〔もとから〕Thmoṅ Pi の Vāp Ṅac の土地であった。Mratāñ Khloṅ Śrī Virendravarman と Mratāñ 樂手 Śrī Nṛpendrārimathana は、Vāp Ṅac に財貨を與えて、〔その土地を〕求め、次に〔その土地に〕王の命令により定められた境界柱を設置する命令を王に請願した。〔そして、この二人の Mratāñ は〕その土地を Vāp Cū と Vāp Cū の一族に與えた。王はそれを寺院〔＝聖なる家〕に恵み深く與えた。こうした土地で Mratāñ Kuruṅ が」

B面「王の命令により定められた境界柱を引き抜き、そこの米を收穫した。告訴の問いに Mratāñ Kuruṅ は、すべてこれらの事實を認め、Vāp Amṛta が〔その土地が〕別の土地であると言ったことが、Mratāñ Kuruṅ をして王の命令で定められた境界柱を引き抜かせた〔と述べた〕。法廷が〔有罪の〕宣告をした人たち〔は以下の通りである〕。Mratāñ Kuruṅ が金 10 liṅ〔の罰金刑〕、Mratāñ Kuruṅ の弟 Vāp Śrī は米を收穫するように〔直接〕命じたので背打一〇二〔の笞刑〕、Vāp Amṛta は別の土地であるといったので、añjya〔意味不明〕として背打一〇二〔の笞刑〕、Vāp Pit は米を收穫する人々を導いたので……告訴を聞く……」

C面「1 jyan 證明を〔委ねられた〕證人たち……。田地は專有的所有物として Vāp Cū と Vāp Cū の一族に返還された。Kamrateṅ Aṅ〔＝Vāp Cū とその一族〕の土地は、東に境界柱、西に境界柱、北に境界柱、南に境界柱〔が置かれた〕。」

以上の二判例の結果、アンコール時代の刑罰の決定には、王または法廷が調停審判的な立場から正邪曲直の區別を行なう場合と、王が布告した法令等に違反して刑罰を受ける場合とがあった。前者は係爭する複數の人が法廷の裁きに從って爭訟を中止するという個人的な性格を持ち、後者は關係者が遵守すべき法令に背き、裁きを受けるもので、その判決は公的性格を有していた。つまり、訴訟には事件の性質により民事關係と刑事關係があるが、アンコール時代の訴訟にはそうした區分がなかった。しかし、實際には私的利害のからんだ民事的訴訟と、社會の秩序を亂す刑事的訴訟が現實に裁かれていた。前者が女奴隷 Tai Kanhyaṅ 逃亡にはじまる告訴事件であり、後者が境界柱拔取り横領事件であった。

五　結びにかえて——法慣習と刑罰——

アンコール時代の法治體制における法廷と訴訟問題、その所産としての判決文を検討してきた。裁判の結果、判決に基づく刑罰がどのように執り行われていたかは、重要な問題である。しかし、そうした刑罰の形態および量刑と法的制裁の執行問題は、複雑多岐にわたるので別稿とするが、紙幅の許す限りその大概を記し、當時の法としての社會規範の內實を摘記する。

當時において刑罰は、「正しい尺度（yukta-danda）」で有罪人に對して執り行なわれたという。[101] 一般的に言って、刑罰は訓戒的措置と豫防的目的を含んでいるので、嚴しい內容の判決が言い渡されてきた。二判例からも、誰が、いつ、どこで、何の事犯を行なったかを順序よく整理し、事實關係を踏えながら愼重に審理していた。Lolei 碑文では、[102]「場所（deśa）および時（kāla）によって罰せられる」と述べているが、裁判において正確な時および場所の檢證は重要な判斷材料であった。

次に罪科の適用および刑罰の重輕は、罪人の屬する社會階級（varṇa）により異っていた。社會的地位が高くなるにつれて、刑罰が嚴しく執り行われた。[103] こうした罪人の社會的地位の高低に應じての量刑の決定は、ヒンドゥー法の原理と同じであった。いかなる刑罰に課するかは、事實の確定（場所と時）および社會階層別刑罰などのような法的慣習が機能し、判決が言い渡されていた。從って場あたりで裁判する罪刑專斷主義でなかったことが指摘できる。碑文には同一の法務關係者が數箇所に見えているが、こうした法慣習を踏えて裁判を擔當する專門家グループといえるだろう。

刑罰には體刑と罰金刑とがあった。體刑には死刑、身體部の切斷刑、笞刑などがあった。[104] また、體刑執行人もいた。罰金（vināya）刑は現物納（例：つがいの牛を代わりに差し出す）と金銀の pala 納などであった。[105] そして、境界爭いや土地問題に關する訴訟事件が頻發するのは、田地が重要な生活手段であったからにほかならない。當時は法廷が強制力を有する社會規範を的確に實行し、それなりの法治機能を果し、社會生活が圓滑に進むように法的秩序が維持されていたと思われる。

九四一年の敕令では、村の長老たちに王の命令に違反した者を檻に閉じ込めるよう求め、罪人を留置するところがあったようである。[106] 刑務所と言えないまでも、そうした犯人を處罰する場所があったようである。判決が言い渡された後、被告がその量刑に不滿の場合には王への上訴と減刑嘆願、王の特赦權について碑刻文中に言及がある。[107] さらに碑文では、「あの世において罪人たちは三十二地獄の様々な責苦を受ける」と述べ、犯罪者たちに對して呪縛的教訓的凄味を利かせている。[108]

本論では法廷における人的構成の解明、調査に基づく訴訟の展開、裁判は告訴、反論、審理、判決の序次であり、さらに客觀的な證言・證據の採用、法的慣習など當時のカンボジア獨特の裁判制度を檢證することができた。

最後に、當時の古クメール語・梵語等で書かれた碑刻文は、現在一〇五〇個が登錄されているが、[109] その殆んどの碑文が諸神佛に關係する宗教的色彩の濃い內容である。從って史料の取扱いとしては、こうした碑文內容の偏向性を踏えて、先ず當時の社會の原則や一般概念を抽出し、さらにその社會で機能していた規範、そして法的強制力の內實を浮彫りにしなければならない。碑文では、司法等を直接に扱った記載が少ない。碑刻文を取り扱う上で、こうした史料上の限界性に留意する必要がある。

〈略號一覽〉

BEFEO : *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient.* Hanoi-Paris, 1900-

BCAI : *Bulletin de la Commission Archéologique de l'Indochine.* Paris, 1908-1934.

BSEI : *Bulletin de la Société des Etudes Indochinoises.* Paris-Saigon, 1883-1925.

IC : G. Coedès, *Inscriptions du Cambodge,* 8 vol. (Collection de taxtes et documents sur l'Indochine) Hanoi-Paris, 1937-1966.

ISCC : A. Barth et A. Bergaigne, *Inscriptions Sanscrites de Campâ et du Cambodge*, Paris, 1885-1893,

JA : *Journal Asiatique*, Paris, 1822-

Les Etats Hindouisés : G. Cœdès, *Les Etats Hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*, Paris, 1964.

Les Institutions Politiques : Sahai, S., *Les Institutions Politiques et l'Organisation administrative du Cambodge ancien.* (*VI*e-*XIII*e *siècles*), Paris, 1970.

The Ancient Khmer Empire : L. P. Briggs, *The Ancient Khmer Empire*, Philadelphia, 1951.

石澤『古代カンボジア史研究』＝石澤良昭：『古代カンボジア史研究』國書刊行會 東京 1982.

Manu : *Manava-dharma-sastra, lois de Manou*, traduites du sanscrit par A. Loiseleur-Deslongchamps, Paris, 1823; *The Ordinances of Manu*, translated from the sanskrit, with an introduction by the late Arthur Coke Burnell, completed and edited by E. W. Hopkins, London, 1884; *The Laws of Manu*, translated by G. Bühler, Oxford, 1886;『マヌの法典』田邊繁子譯 岩波書店 1953.

註

(1) *IC* VIII pp. 73-225; Jacques, C. : Supplément au Tome VIII des Inscriptions du Cambodge, *BEFEO* LVIII (1971) pp. 177-194.

(2) Cœdès, G. : L'Avenir des Etudes Khmères, *BSEI*, n. s. XL-3 (1965) pp. 207-213.

(3) *IC* I-VIII 各巻に碑文の解説およびフランス語譯が載っている。

(4) *The Ancient Khmer Empire*, pp. 262-277.

(5) *Les Etats Hindouisés*, p. 38.

(6) Bongert, Y. : *Indochine*, Introduction bibliographique à l'Histoire du droit et à l'éthnologie juridique, Centre d'Histoire et d'Ethnologie juridique, Bruxelles, 1967, pp. 49—69; Ishizawa, Y. : Cambodia, a preliminary bibliography for the study of customary laws of Southeast Asia and Taiwan, edited by Yoneo Ishii,『國立民族學博物館研究報告』三巻四號 (1978) pp. 799-810;

(7) Cœdès, G. : Les règles de la succession royale dans

l'ancien Cambodge, *BSEI* n.s. XXVI-2 (1951) pp. 117–130.

(8) Lingat, R. : Vinaya et droit laïque, étude sur les conflits de la loi religieuse et de la loi laïque dans l'Indochine hînayâpiste, *BEFEO*, XXXVII (1937) pp. 415–477; Ibid : L'Influence juridique de l'Inde au Champa et au Cambodge, *JA* CCXXXVII (1949) pp. 273–290; Ibid : La conception du droit dans l'Indochine Hînayâniste, *BEFEO*, XLIV, fasc. 1 (1951) pp. 163–187.

(9) Bongert, Y. : Note sur l'esclavage en droit Khmer ancien. *Etudes d'hist. du droit privé offertes à P. Petot*, Paris, 1957, pp. 7–26; Ibid : *Le problème de la preuve chez les peuples de l'ancienne Indochine*, Recueils de la Société Jean Bodin, t. XVIII, Bruxelles, 1964. 以下主要な研究成果を挙げる。De Mestier du Bourg, H. : âjñâ, praçasta, çâsana, *JA*, CCLV (1967) pp. 375–382; Ibid : Le procès dans l'ancien droit Khmer, *JA* CCLVI (1968) pp. 37–53; Ibid : Remarques sur la transmission des biens à cause de mort au Cambodge ancien, *JA* CCL (1970); Sahai, S. : *Les Institutions politiques* (書評「古代カンボジアの政治制度と行政組織」『東洋學報』五六巻一號，昭和五十年) pp. 61–69.; Pelliot, P. : *Mémoires sur les coutumes du Cambodge de Tcheou Ta-Kouan*, oeuvres posthumes de Paul Pelliot, Paris, 1951; 『眞臘風土記』外務省調査部，東京，昭和十五年・夏鼐校注，周達觀原著『眞臘風土記校注』中華書局，北京，1981; イスラム史料の中にクメールの裁判の件が載っている(Ferrand, G. : *Relation des voyages ettextes géographiques arabes, persan et turks relatif à l'extrême-Orient*, t. I, Paris, 1913, p. 71.); 高橋保「カンボジア古刑法考」『史學研究』第七五〇號 (1960) pp. 32–46.

(10) *IC* VI pp. 4, 5, st. II.

(11) *IC* VI pp. 7–8 st. II; *IC* II pp. 149, 150. st. II; *IC* I, p. 8 st. III.

(12) *ISCC* N° LV, st. XXXVIII, p. 397.

(13) *JA* (1908) p. 203, st. CIII.

(14) 石澤『古代カンボジア史研究』pp. 233, 234.

(15) *IC* I pp. 22–24.

(16) *IC* VI p. 119, K. 238 : *IC* III pp. 55, 56, K. 221; *IC* IV p. 194, l. 16–23, K. 285.

(17) *Les Institutions Politiques*, pp. 71–85.

(18) *IC* I p. 62, st. IX.

(19) *ISCC* N° LIX, p. 497, st. XIX(c).

(20) *IC* I p. 66 n. 1; *IC* IV p. 216, st. LX-XVIII.

(21) ヤショヴァルマン一世（八八九—九一〇）は自ら裁判を行なう（*ISCC* N° LIX p. 497 C. st. 19)。ラージェンドラヴァルマン二世（九四四—九六八）は毎日公判を行っていたという（*IC* I p. 125 st. CXLIV)。

(22) *IC* VI pp. 141–142.

(23) Cœdès, G. : La stèle du Tûol Rolom Tim, *JA*, CCXLII (1954) pp. 62–65; *IC* VI pp. 140–142.

(24) *Les Institutions Politiques*, pp. 87–111.

(25) *IC* VI p. 237 1. 48, K. 342; *IC* III p. 98 1. 5, p. 125 1. 26：六四七年の Jayavarman I 碑文には「宮廷會議長＝Rājasabhapāti」が載っているが，ここでは法廷の長を指しているとはいい難い（*IC* I p. 12 st. V-VII 參照）。六八五年の大供儀（dīrghasatra）の碑文では「sabhā」として人名リスト（mratāñ と poṅ のタイトルを持つ人たち）が掲げられているが，儀式に出席した人たちで，法廷とは關係がないようである（*IC* II p. 123 參照）。

(26) *IC* VI p. 251 1. 2–3; cf. *IC* I p. 13 st. V-VI, *IC* II p. 123; K. Bhattacharya は，この寺院法廷について反對說を表明している（Bhattacharya, K.: Recherches sur le vocabulaire des inscriptions sanscrites du Cambodge, *BEFEO* LII (1967), p. 41.

(27) 石澤『古代カンボジア史研究』pp. 35–66.

(28) *IC* II p. 55 1. 12–14; *IC* II pp. 64, 67, b. 20–23; *BEFEO* XXXVII (1937) pp. 405, 411.

(29) *IC* III p. 219–220.

(30) *IC* V p. 205, l. 29. K. 693 (1003 A. D.); *IC* V p. 49, B/1–15, K. 244; *IC* V p. 315 n. 3.

(31) sabhāpati には四階級（eka, dva, tri, catvāri）があった事實を數種の碑文が言及している。それが社會階層的階層なのか，または役職上の階級なのか不明である。*IC* IV p. 48 B. 1. 3＝sabhāpati nā eka (Sūryavarman I 治下); *IC* VII p. 110 A. 2 sabhāpati nā trṇī; *IC* VII p. 29 K. 85＝sabhapāti nā do. sabhāpati は前アンコール時代から存在した（*IC* I p. 13 st. VI)＝Rājasabhādipati (Jayavarman I 治下)。

(32) *IC* VII p. 28 1. 4–7, K. 85.

(33) *IC* VII p. 114 A. 1–4 (sabhāpati sruk bhogapura).

(34) *BEFEO* XXVIII (1928) p. 75. n. 9; *BEFEO* LII (1967), pp. 40–41.

(35) sabhāpati は次のような尊稱タイトルを名前の前に附けていた。vraḥ, maratāñ (→) maratāñ khloñ, steṅ (→) steṅ añ (→) kamsteṅ (→) kamsteṅ añ (→) vraḥ kamsteṅ añ などであるが，(→) で示す順にタイトルが高位になっている。カンボジア碑文には，人名・神名などの前に必ずこうした尊稱・位階とみえるタイトルが前置されている。*martāñ* śrī Jayendrapakalpha sabhāpati (*IC* III p. 37 1. 5); *mratāñ khloñ* sabhāpati (*IC* I p. 187 1. 3); *steṅ añ* sruk Ciñcāñ sabhāpati nā trṇī (*IC* VII p. 110 A. 2); *kaṃsteṅ añ* śrī Vāgīśvarādhipativarman sabhāpati nā eka sruk Jrai (*IC* p. 48 1. 8); *vraḥ śrī* Yaśodharapaṇḍita vraḥ sabhā viṣaya (*IC* III p. 98 1. 5); *vraḥ kamsteṅ añ* śrī Rājendrapaṇḍita vraḥ sabhā sruk Varadā (*IC* VI p. 289 1. 52).

(36) Cœdès, G.: La stèle du Tûol Rolom Tim (K. 233), *JA* CCXLII (1954) pp. 62–65 B. 14–16: Loñ Pitrānandana, Loñ Ī, Loñ Anandana, Loñ Paṇḍitacarya.

(37) *IC* IV p. 112 S. 25.

(38) *IC* VII pp. 46, 47 1. 21–26. cf. K. 843; *IC* VII p. 112, c 9; *IC* III p. 220 1. 6; *BEFEO* XXVIII (1928),

p. 67 l. 11.

(39) *JA* CCXLII (1954) p. 63 b. 16 : steṅ añ Tejorāśī Guṇadoṣa (darśin)=*IC* IV p. 115 l. 8–9; *IC* IV pp. 132, 135, B 43–44; *BEFEO* XXVIII (1928) p. 75 n. 9.

(40) *IC* I p. 170 st. LIV; *ISCC* N° 15 B 7, 19; *IC* IV p. 141; *IC* VII p. 24 A 3 : Guṇadoṣadarśi nā do sruk Vṣnupura.

(41) *ISCC* p. 113, B 7.

(42) *JA* CCXLII (1954) pp. 63, 65, B 14–16 : Guṇadoṣadarśin Mratāñ Śrī Dharaṇīndropakalpa と載ってゐる (*IC* IV p. 150 N. 28–32).

(43) *IC* IV p. 194 l. 16–23; *IC* IV p. 115 l. 8–11.

(44) Cœdès, G. : Les bas-reliefs d'Angkor Vat, *BCAI* Année 1911 pp. 170–220; *BEFEO* XLIII (1943–1946) p. 141 l. 3–7, p. 145 l. 1.

(45) *IC* V p. 123, C/8–13.

(46) mratāñ (→), mratāñ khloñ (→), vraḥ kamratāñ añ, steṅ añ (→), kamsteṅ añ (→) : *IC* IV p. 112 l. 9; *IC* VI p. 251 l. 2; *IC* VI p. 280 l. 22; *IC* VII p. 49, B 22.

(47) Lingat, R. : L'Influence juridique de l'Inde au Champa et au Cambodge, *JA* CCXXXVII (1949) p. 283.

(48) *IC* VII p. 110 l. 19–20 : 今議者は高い社會的地位にゐたのであつて、それは尊稱タイトルから推し測ることができる。mratāñ=*BEFEO* XXXVII (1937) p. 407 l. 53–54; mratāñ khloñ=*IC* VII p. 110; vraḥ kamrateṅ añ=*IC* III p. 19 l. 61.

(49) *BEFEO* XXXVII (1937) p. 407 l. 53–54; *IC* III, p. 19 l. 61.

(50) De Mestier du Bourg, H. : op. cit. *JA* CCLVI (1968) p. 51 l. 28.

(51) *IC* VI p. 163 n. 7. cf. *IC* IV p. 65 l. 8; *IC* VI p. 162 l. 9; *IC* II p. 170 n. 7.

(52) *IC* IV p. 116 l. 16–23.

(53) Cœdès, G. : op. cit. *JA* CCXLII (1954) p. 63 l. 13–16.

(54) *IC* VII p. 49, B 2.

(55) *IC* VII p. 114 l. 18–24.

(56) *BEFEO* XXXVII (1937) p. 405 l. 20.

(57) *BEFEO* XXVIII (1928) p. 67 l. 18.

(58) *IC* IV p. 116 l. 16–18.

(59) *IC* VI p. 221, A 6–11. cf. *IC* VI p. 137 l. 18–20; *IC* III p. 37 l. 6.

(60) *IC* V p. 183 l. 14.

(61) *Les Institutions Politiques*, p. 56.

(62) *IC* V p. 14 l. 5–6; *IC* VII p. 24, B 2.

(63) *IC* III p. 37 l. 6. mūla raṅvāṅ nā triṇi.

(64) *IC* VI p. 292 l. 51–55; *IC* III p. 98 l. 5. 碑文には同一役人名と同一刑事名が見えてゐる。Guṇadoṣadarśin では以下の三碑文に同一人物が出てゐる : *JA* CCXLII (1954) B. 15–16, *IC* IV p. 115 S. 8–11, *IC* IV p. 132 B. 43–47 D. 36–37.

(65) 『眞臘風土記』爭訟の條 *IC*III p. 37 1. 2, K. 216; *IC* II p. 101 st. XXIII, K. 158,

(66) 豫審に向けての事前調査は sabhā cāre, raṅvāṅ, pratyaya が擔當したが，王はこの任務を sabhāpati (*IC* V p. 306, 313) および他の役人に擔當させることができた。(cf. Bongert, Y. : op. cit. *La preuve* p. 449).

(67) *IC* IV p. 148, N. 1–19.

(68) vāda : *IC*V p. 213, C 7; *IC* III p. 91 1. 4; arthin : *JA* CCXLII (1954) p. 62, A 6;「kathāvyavahāra」は告訴の申し立てとして用いられる (*IC* VI p. 141, B 5, *IC* VII p. 28 1. 4.) ラージェンドラヴァルマン二世が「日々の調停解決」制度を設けたというが，法廷による訴訟とどのような關係になるのか不明である (*IC* I p. 125 st. CXLIV 參照)

(69) *IC* p. 93 st. XLIII; *Manu* VIII-4 7; *Manu* VIII-332.

(70) 證人 sākṣin は梵語 sāksin から來ている。ビルマ語では sāksé，マレイ語では sākṣi，カンボジア語では sākṣi であり，インドの文化的影響を物語っている。註(44) Cœdès, G. : Les bas-reliefs 論文參照。*Manu* VIII–75.

(71) Thakur, A. : *Hindou Law of Evidence*, Calcutta, 1952, p. 139.

(72) *IC* III p. 6 st. XI (cf. *IC* VI p. 292 1. 51–55.) 十六名の證人が宣誓 (śapatha) の後，土地の前所有者に子孫がないことおよび王がその土地を某役人に與えたことを記載している。

(73) *IC* III pp. 21–23. l. 36–59.

(74) *IC* IV pp. 115–117, piédroit Sud. l. 1–47.

(75) *IC* III pp. 21–23; *IC* V p. 137 1. 26; *BEFEO* XXVIII (1928) p. 68, B 26 (Trapaṅ Ruṅ).

(76) Bongert, Y. : op. cit. l'escravage 論文參照。

(77) *IC* III p. 18 1. 32, 33.

(78) Thakur, A. : *Hindou Law of Evidence*, pp. 134–135; cf. *IC* III pp. 208–209 : スールヤヴァルマン一世治下では Tamrvāc (查察官) の宣誓がある。

(79) *JA* CCXLII (1954) pp. 62, 64, A 14–20. *IC* II, B. 21, 22, pp. 67, 68.

(80) *IC* II, B. l. 21, 22, pp. 67, 68; *IC* VI p. 266 S. 19–20「laṃtāp vraḥ likhita pidukta vraḥ rikta pi duk nā kamrateṅ jagat śrīśikharīśvara」; rikta は金・銀製で造られた薄板文書板のことである。この語が現代カンボジア語 rīt に變わり，「貝殼」を意味する。rikta は riktapattra の略字であり，「白紙の薄片紙 (紙)」を意味する。インドネシアではこれと同類の銅版 (薄板) 文書があり，敕令・證書を刻字してある。*IC* VI p. 256 n. 3 を參照。

(81) *IC* VI p. 266 s. 24–25「pre cār ta śilapraśastra pi duk ta sruk vibheda」; *IC* II p. 68 1. 22 :「pre duk praśasta śilastambha ta gi sruk ([王は] 村に碑刻文を殘しておくよう命令した。)」

(82) *IC* III p. 23 1. 60–64; *IC* II p. 100 st. IX, A 3 には「chmāṃ vraḥ pañjiya (寺記簿の管理者)」と記されている。

(83) *IC* IV p. 73 1. 17; *IC* II p. 67 1. 20–23;『眞臘風土

記』。文字の條には「尋常文字及官府文書、皆以麂皮等物染黑」とする。現在でも經典などを黑紙に白文字で記している。

(84) *IC* VII p. 135 l. 52–58; *IC* VI p. 256 l. 4–7; *IC* II pp. 64-, 67, b 22–23 :「pre duk ta vraḥ rikta kaṃvī prâk āy ta vraḥ dhaimādhikaraṇa」

(85) *BEFEO* XXVIII (1928) p. 74.

(86) *IC* VI p. 77 st. V. cf. *IC* II p. 101 st. 31.

(87) *IC* V p. 184, A 1–3.

(88) 『眞臘風土記』爭訟の條。

「且如人家失物。疑此人爲盜。不肯招認。遂以鍋煎油煙熱。令此人伸手于其中。若果偸物則手腐爛。否則皮肉如故。云番人有是法如此。」「又兩家交訟。莫辨曲直。國官之對岸、有小石塔十二座。令二人各坐一塔中。塔之外兩家。自以親屬互相隄防。或坐一二日。或三四日。其無理者。必獲證候而出。或身上生瘡癤。或咳嗽發熱之類。有理者。略無纖事。以此剖判曲直。謂之天禽。」

前者は探湯神判であり、後者は病魔神判で、兩神判とも複數神判である。

(89) 高橋保「カンボジア古刑法學」『史學研究』七五號（一九六〇年一月）pp. 22–46.

(90) 探湯（油）神判：『南齊書』卷五八扶南傳、『梁書』卷五四扶南傳、『南史』卷七八扶南傳、『太平寰宇記』卷一七六扶南、『眞臘風土記』爭訟、『稽乘』南荒卷二眞臘。沸騰油神判はインドの taptamasa に一致する (Bongert, Y. : op. cit, La preuve 論文 p. 487)。

(91) 鐵火神判：『南齊書』卷五八扶南傳、『梁書』卷五四扶南傳、『南史』卷七八扶南傳。

(92) 水神判：『南齊書』卷五八扶南傳。

(93) 猛獸神判：『梁書』卷五四扶南傳。『南史』卷七八扶南傳、『太平寰宇記』卷一七六扶南。

(94) 嚼米神判：『太平御覽』卷七八六。嚼米神判はインドの taṇdule に類似している (Bongert, Y. : op. cit, La preuve 論文 p. 487).

(95) 病魔神判：『眞臘風土記』爭訟の條。

(96) 神水神判：『宋會要輯稿』蠻夷四眞里亶國の條。

(97) *Les Institutions Politiques*, p. 108.

(98) Bongert, Y. : *op. cit.* La preuve, p. 487.

(99) Coedès, G. : La stèle du Tûol Rolom Tim, *JA*, CCXLII (1954) pp. 62–65 : Stèle du Tûol Rolom Tim (K. 233) (Face S, B), 譯註 ① cāñ または cañ : *IC* I p. 46 n. 2, *IC* III p. 7 n. 2., ② vraḥ laṃvān : *IC* V p. 185 n. 2.

(100) *IC* VI pp. 140–142; Numéro des Estampages de l'Ecole Française d'Extrême-Orient : N° 756 (石澤『古代カンボジア史研究』に拓本原本寫しおよび譯文を掲載ずみ)。Inscriptions de Nǎk Tà Čàrěk, (K. 181 Face A, B, C 譯文).

(101) *Les Ins titutions Politiques*, p. 93.

(102) *ISCC* N° LV p. 411 st. 58 : ヒンドゥー法においても同じ枠組を採っている (*Manu*, VIII-126).

(103) *IC* VI p. 141; 從人が法を犯した場合は罰金であった (*IC* VI p. 141); バラモンの違法行爲は國外追放 (*ISCC* N° LV

pp. 410–411 st. 78–82; *Manu* VIII-379, 380).

(104) *IC* III p. 72; *IC* V p. 213 c. 12–13 : *Manu* VIII-279. 體刑執行人については、以下の論文參照 : *IC* II pp. 45–46 l. 9–10; *IC* VII pp. 28–29; De Mestier du Bourg, H. : op. cit. *JA* CCLVI (1968) p. 41.

(105) *IC* II pp. 55, 56 l. 12–14; *BEFEO*, LII (1967) p. 59; *ISCC* N° LV p. 410 st. 78–82.

(106) *IC* VII p. 138 l. 18–20; Banteay Chmar 寺院遺跡に建に入れられた男三人が捕られていた (Groslier, G. : Recherches sur les Cambodgiens, Paris, 1921 p. 87).

(107) *IC* II pp. 109–104 l. 14–35; *IC* V p. 140 n. 2; *IC* I p. 214 st. LXVIII; *BEFEO* XLIII (1943–46) p. 134 st. XVII-XX; *IC* I p. 203 st. LXVIII.

(108) *IC* II p. 68 B. 32- c. 2; *IC* IV p. 51 l. 15–18.

(109) *IC* VIII pp. 73–225

COURTS AND LAWSUITS IN CAMBODIA OF THE ANGKOR PERIOD

ISHIZAWA Yoshiaki

In order to clarify the legal system in Cambodia of the Angkor period I examined the personal makeup of courts as well as the process of lawsuits. Consequentially I translated two court sentences experimentally. The question of how the law as a social norm with authority functioned in the society of those days and how it supported a harmonious social life could be analysed especially well upon considering the historical material regarding the procedures of accusation, defense, judgement and decision. Thus I gave a picture of how the whole legal process worked through the confirmation of facts to final punishment. And from the text of the sentences it became clear that there was no formal difference between civil suits and criminal suits in Cambodian legal customs.

As another important source of material I looked into stone inscriptions so far largely overlooked by scholars. Through a critical evaluation of the material I was able to clarify the frame of the judical system of those days and to examine a part of the Cambodian traditional legal system by the way of institutional study for the first time.